

# 地方の財政 [1] 導入

別所俊一郎

# 授業をはじめるとにあたって

- 自己紹介
- 講義形式：プロジェクトを使う予定
- 教科書：佐藤主光『地方財政論入門』新世社
  - 1回に1節くらい、講義予定を参照のこと
  - 資料はwebに載せる予定です（サイトが未定）
- 評価：定期試験 + レポート[休講対応]
  - 出席点はない予定です
- 連絡・質問等：授業の直後か、電子メールで。
  
- 質問は？

# 授業の目的

- 地方行財政制度の基本的な部分を理解する
  - とくに国との関係
  - 理論的には、他の地方との関係も重要
- 地方財政制度へのミクロ経済学的分析を理解する
  - 制度がどのように機能しているのか
  - 制度がどのような影響を与えるのか
  - より望ましい制度はどのようなものでありうるのか
- 日本の実証研究のいくつかをおさえる
  - 東洋大学の先生たちも大活躍.

\* 「地方政府」という言い方を多く使います.

「地方公共団体」「地方自治体」とだいたい同じ意味です. 日本では、だいたい都道府県と市区町村を指します.

# なぜ地方財政なのか？

- 最も「身近な」公共部門
  - ▣ 生活に「密着した」活動を多く行なっている
  - ▣ 制度を執行している
- 日本では「大きな」公的部門
  - ▣ 公的部門のかなりの支出は地方政府から行われている
  - ▣ SNAで見ると、政府最終消費の2/3、固定資本形成の3/4
  - ▣ 医療と年金を除く社会移転の3/4
  - ▣ ところが、税収は中央政府のほうが多い → 移転がある
- ちょっとした流行りもあります
  - ▣ 地方分権は90年代以降世界的にも流行してきた
  - ▣ 日本でも90年代以降、地方分権が流行
  - ▣ 現在は「地方主権改革」が進行中

# 地方分権改革

- 地方分権改革とは
  - 中央政府が持っている権限や財源を地方政府に譲り渡すこと
  - 地方自治をすすめるため
  - どのようなときに地方分権が望ましいかはまた後ほど
- 地方分権が求められてきたということは？
  - 中央政府が権限や財源を持っていた：中央集権
  - 中央政府の地方政府に対する関与が大きい
    - 法的な規制，行政的な指導，許可・認可・届出など
    - 補助金，交付金などの政府間財政移転
    - 人的交流：出向など
  - 典型としての機関委任事務
    - 地方政府を中央政府の出先機関とみなして行う事務
    - 地方政府の裁量はほとんど存在しなかった
- よろしくないと考えられた

# 第1次地方分権改革

- 1989年：国と地方の関係等に関する答申
- 1993年：地方分権の推進に関する決議
  - 「国と地方の役割を見直し、...21世紀にふさわしい地方自治を確立すること」
  - 1995年，地方分権推進法成立，地方分権推進委員会を設置
- 1999年：地方分権一括法
  - 主な内容
    - 市町村税への制限税率の撤廃
    - 法定外普通税の許可制から協議制への移行
    - 法定外目的税の創設
    - 地方債の許可制から協議制への移行
    - 機関委任事務の廃止
    - 国・地方係争処理委員会の設置
  - 地方政府の事務を，法定受託事務と自治事務に分類
    - 個別の法令による規定や補助金は残る.

# 第2次地方分権改革

- 三位一体の改革とも
  - 2001年からの小泉純一郎内閣のもとで
  - 地方分権改革推進会議を設置
  - 地方の財源に注目：税・補助金・交付税
    - 国から地方への税源移譲
    - 国庫補助負担金の削減による国の関与・規制の縮小
    - 地方交付税の見直し
  - 補助金による誘導を止めるとともに、
  - 交付税への依存を是正し、課税自主権の活用を求める
- 関係者の思惑はさまざま
  - 中央官庁もいろいろ：財務省、総務省、所管官庁
  - 地方政府もいろいろ：補助金への依存度合い

# 第2次地方分権改革

- 財政的なところでは
  - 税源移譲：所得税から住民税への3兆円規模
  - 補助金縮小：4兆4661億円が見直され，廃止や交付金化
  - 交付税縮小：3年で5兆1000億円縮小
- 成果？
  - 法令による規制が残っている例も：義務教育費負担金など
  - 地方交付税交付金の縮小により，財政的に苦しい地方政府も
    - かわりに税源が増えたところばかりではない



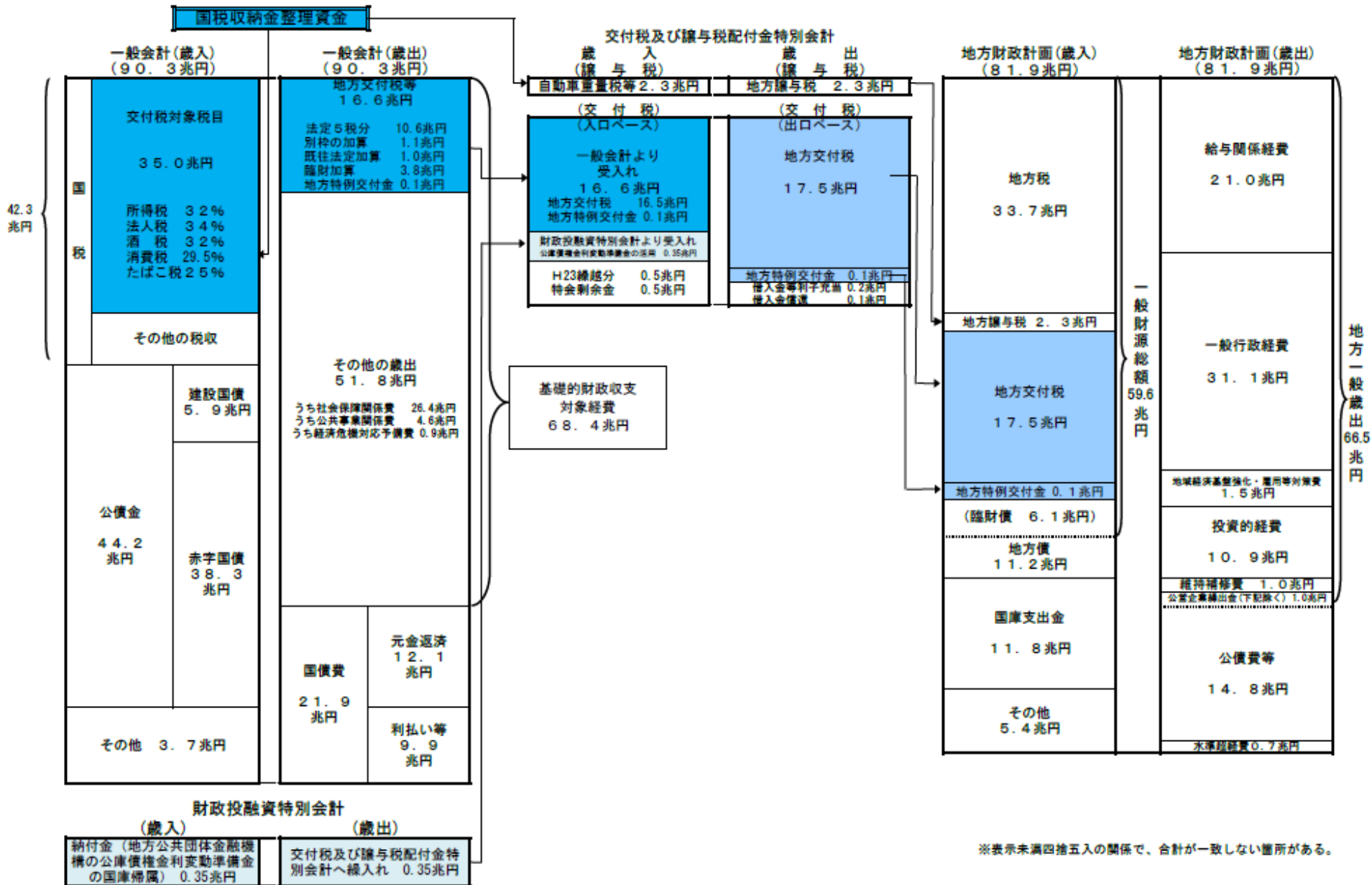
# 地域主権改革

- 2006年：地方分権改革推進法成立（～2010年）
- 2007年：地方分権改革推進委員会設置（～2010年）
  - 4つの勧告と2つの意見を提出,
- 2009年：地域主権戦略会議設置
  - 地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しています。このため、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換していきます。
- 2010年：地域主権戦略大綱，閣議決定
- 2011年4月：第1次一括法成立
- 2011年8月：第2次一括法成立

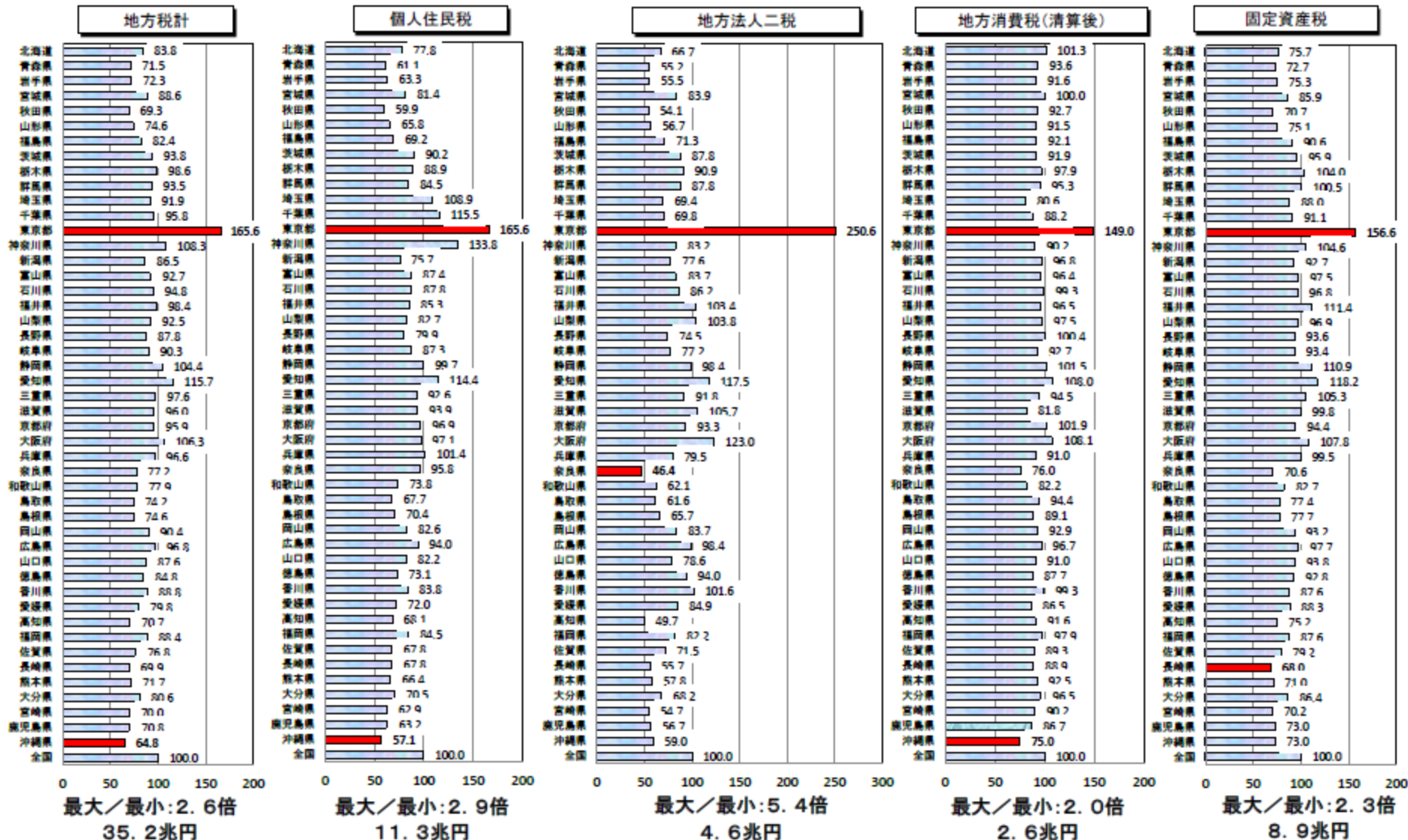
# 地方財政の抱える課題

- 財政の逼迫
  - ▣ 高齢化の進展：国民健康保険，介護保険，公立病院
  - ▣ 地方債の累増：公共事業の積み増し，累次の経済対策
  - ▣ 財政破綻の例：2007年2月北海道夕張市
- 地域間格差

# 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成24年度当初）



# 人口一人当たりの税収額の指数(平成22年度決算額)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別課税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

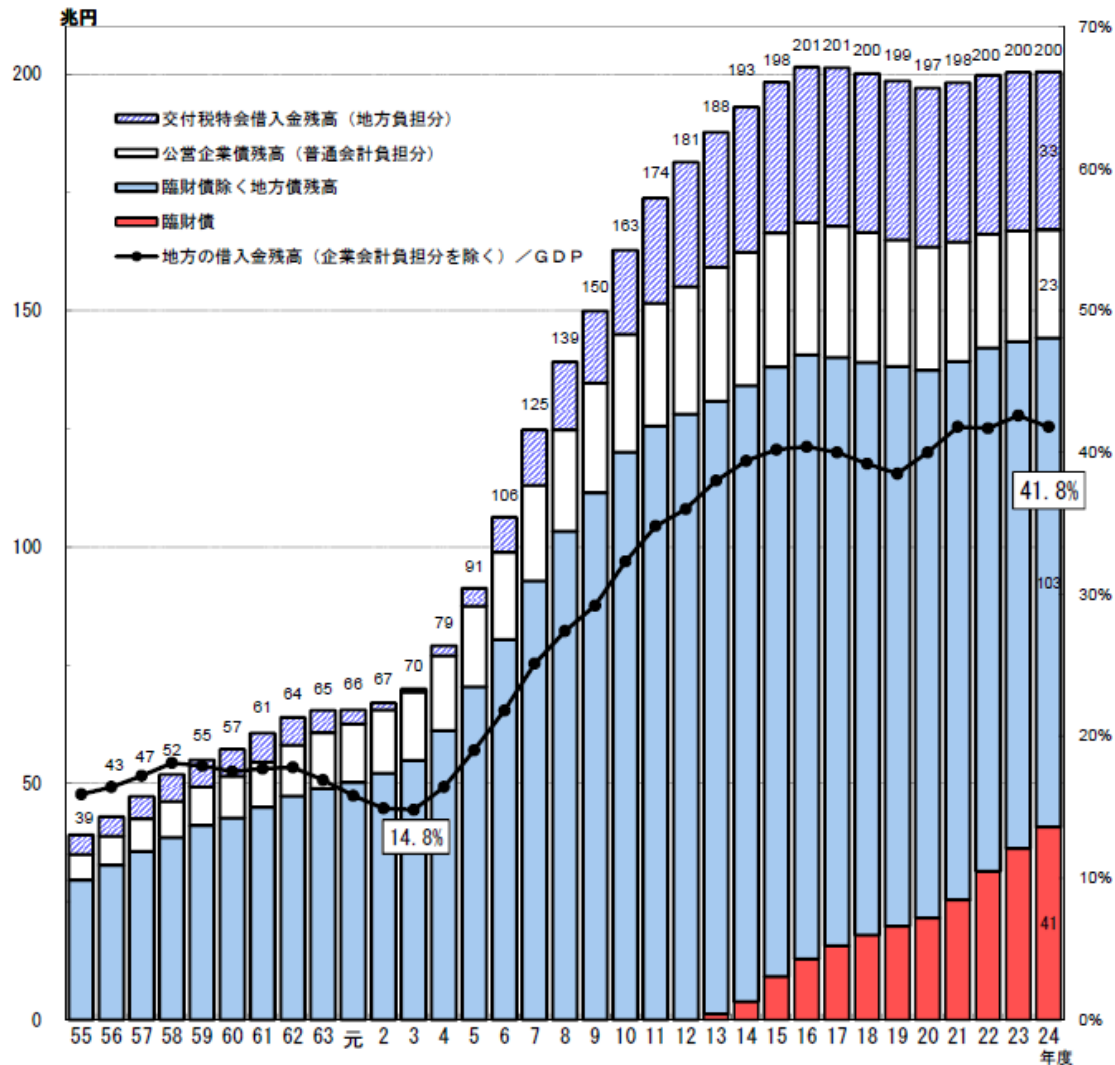
(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

# 地方の借入金の状況



※1 地方の借入金残高は、平成22年度は決算ベース、平成23年度は実績見込み、平成24年度は地財対策時の年度末見込み。

※2 GDPは、平成22年度は実績値、平成23年度は実績見込み、平成24年度は政府見通しによる。